

愛媛県議会地域公共交通活性化促進議員連盟規約

第1条 本連盟は、愛媛県議会地域公共交通活性化促進議員連盟と称する。

第2条 本連盟は、本県における公共交通の活性化及び再生を推進することにより、地域の健全な発展と県民生活の安定に寄与するとともに、四国全体の社会活動の基盤となる公共交通の活性化に資することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公共交通の活性化のための調査・研修並びに意見具申
- (2) 国会並びに主務官庁等への陳情、連絡
- (3) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 事務局長 1名
- 理事若干名
- 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 3 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 4 理事は、役員会を構成して会務を担当するとともに、本連盟の運営に当たる。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する

第7条 会長は、役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、または意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

第9条 総会は、毎年1回開く。

2 臨時総会は、役員会の決定によって開く。会員の4分の1以上の要求があれば、役員会は臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員の3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

4 監事会は、監事の要求によって開く。

第10条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

第11条 本連盟の所要経費は、会員の会費並びに寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

第12条 会員の会費は、月額1,000円とし議員報酬より徴収する。

第13条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

第15条 本規約は、総会において改正することができる。

附 則

本規約は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

本規約は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年6月21日から施行する。